

空乗第2015号  
平成7年2月22日 (制定)  
国空航第3037号  
令和4年3月29日 (最終改正)

## 操縦士実地試験実施細則

### 自家用操縦士

(1人で操縦できる飛行船)

国土交通省航空局安全部安全政策課



## I. 一般

1. 1人で操縦できる飛行船に係る自家用操縦士の実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 後方乱気流の回避、実用上昇限度における飛行等の科目であって、気象状態、飛行状態等により環境を設定できない科目については、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による試験を行うことにより実技試験に代えることができる。なお、「II-2. 実技試験」及び「III-2. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは飛行中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。
3. 実技試験において発動機を不作動として行うべき科目は、全て模擬不作動状態で実施する。
4. フードの要件は、次のとおりとする。
  - 4-1 着脱が容易であること。
  - 4-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。
  - 4-3 前方の地平線及び前方の地上目標が完全に遮蔽された状態となること。
  - 4-4 教官席からの視界を妨げないものであること。
5. 試験官が必要と認めた場合は、自動操縦装置を使用させないことができる。
6. 限定変更に係る実地試験及び滑空機以外の技能証明を有する者の技能証明に係る実地試験において、「7. 野外飛行」の科目を行わない。

【参考】当該細則における各資格の技能証明等の表記について

1. 飛行船における各資格の技能証明等の表記

航空機の種類「飛行船」の記載は省略。例えば「自家用操縦士」という記載は、飛行船における自家用操縦士の技能証明を意味する。また、「計器飛行証明」、「操縦教育証明」も同様である。

2. 「滑空機以外の技能証明を有する者」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○	○	---
飛行機	○	○	○	○
飛行船				---
滑空機	---			---

3. 「異なる種類の航空機の技能証明（滑空機を除く）」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○	○	---
飛行機	○	○	○	○
飛行船				---
滑空機	---			---

4. 「異なる種類の航空機（滑空機を除く）の事業用操縦士以上の技能証明」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○		---
飛行機	○	○		
飛行船				---
滑空機	---			---

5. 「飛行機に係る准定期運送用操縦士」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼				---
飛行機				○
飛行船				---
滑空機	---			---

注) -- : 航空法施行規則別表第二において、各航空機の種類における飛行経験  
その他の経験が設定されていない資格（平成25年4月1日現在）

## II. 技能証明実地試験

### II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	<p>次の事項について質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 有視界飛行方式に関する諸規則</li><li>2. 航空交通管制方式</li><li>3. 航空保安施設の特性と利用法</li><li>4. 捜索救難に関する規則</li><li>5. 人間の能力及び限界に関する事項</li><li>6. その他運航に必要な事項（救急用具の取り扱い含む。）</li></ol>	質問事項に概ね答えられること。

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1 - 2	航 空 機 事 項	<p>試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。</p> <p>1. 性能、諸元、運用限界等</p> <p>2. 諸系統及び諸装置</p> <p>次の中から少なくとも 3 系統の質問をし、故障した場合の処置も含み答えさせる。</p> <p>(1) 空気系統</p> <p>(2) 操縦系統（自動操縦装置等含む。）</p> <p>(3) 発動機</p> <p>(4) 電気系統</p> <p>(5) 燃料系統・滑油系統</p> <p>(6) プロペラ系統</p> <p>(7) 降着装置関係</p> <p>(8) ピトー・スタティック系統</p> <p>(9) 航法装置（飛行計器、気象レーダー含む。）</p> <p>3. その他必要な事項</p>	質問事項に概ね答えられること。

## II - 2. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書等必要な書類の有効性を確認させる。 2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
2-2	重量・重心位置	1. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。 2. 搭載する燃料及び滑油の品質について確認させ、質問に答えさせる。  (注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができ。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 使用できる燃料及び滑油並びに搭載している燃料及び滑油について確認できること。 3. 質問事項に概ね答えられること。
2-3	航空情報・気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2 - 4	飛 行 前 点 檢	<p>1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。</p> <p>2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。</p>	<p>1. 飛行規程等に定められた点検がされること。</p> <p>2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。</p> <p>3. 質問事項に概ね答えられること。</p>

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目的) 空港等及び場周経路における運航について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. チェックリストの使用含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。</li> <li>2. 制限事項を守れること。</li> </ol>
3-2	地及び操作マストマオスト含オむン	グランドクルーと共同して、船体を定位位置に安定させ又は地上で移動させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全に操作できること。</li> <li>2. 発動機の使用法が適切であること。</li> <li>3. バラストを適切に調整できること。</li> </ol>
3-3	地ウ 上エ にイ おオ けフ る	地上においてウェイオフを行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機体を安定させることができること。</li> <li>2. バラスト調整が適切にできること。</li> <li>3. 静浮力とトリムを適切に決定できること。</li> </ol>

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3 - 4	場後 周方 飛乱 行氣 及流 びの 回 避	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。</li> <li>2. 飛行中の諸元は、高度は±200フィート以内の変化であること。 適切な速度が保持できること。</li> </ol>

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	無滑走離陸	所定の方式により滑走しないで離陸させる。 (船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。)	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 船体姿勢を制御できること。 4. 発動機の使用法が適切であること。
4-2	無滑走着陸	所定の方式により滑走しないで着陸させる。 (船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。)	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向と高度の制御ができること。 4. 発動機の使用法が適切であること。

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
4-3	滑走離陸	所定の方式により滑走して離陸させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バラスト調整が適切であること。</li> <li>2. 適切にトリムできること。</li> <li>3. 機首方向を著しく変化させないこと。</li> <li>4. 発動機の使用法が適切であること。</li> </ol>
4-4	滑走着陸	所定の方式により滑走して着陸させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バラスト調整が適切であること。</li> <li>2. 適切にトリムできること。</li> <li>3. 機首方向と高度の制御ができること。</li> <li>4. 着陸速度が適切であること。</li> <li>5. 発動機の使用法が適切であること。</li> </ol>
4-5	着陸復行	着陸進入中、着陸復行を行う必要がある状況設定を行い、着陸復行を行わせる。	機を失せず安全に復行操作ができること。

5. 基本的な計器による飛行

(目的)

視程不良時の緊急状態を想定した各種操作について判定する。

(注) 異なる種類の航空機の技能証明（滑空機を除く）を有する者は（5-1）を行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	基本操作	<p>巡航形態で次の順序により一連の科目を行わせる。</p> <p>1. 1分間の水平直線飛行  2. 右又は左の180度水平旋回  3. 500フィートの上昇又は降下  4. 左又は右の180度水平旋回  5. 500フィートの降下又は上昇</p> <p>(注) 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更することができる。</p>	<p>飛行中の諸元は、  高度は±100フィート  速度は±10ノット  針路は±10度（水平直線飛行時）  ±20度（旋回停止時）  以内の変化であること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
5-2	レーダー誘導による飛行	<p>機位が不明となり、レーダー誘導により空港等へ帰投する想定で、次の要領により飛行させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受験者に機位が不明となった状況を与える。</li> <li>受験者は試験官にレーダー誘導を要求する。</li> <li>概ね次の要領により模擬レーダー誘導を行う。           <ol style="list-style-type: none"> <li>500フィート以上の高度変更の指示を1回以上</li> <li>90度以上の針路変更の指示を1回以上</li> </ol> </li> <li>受験者は試験官の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。</li> </ol> <p>(注) 高度変更と旋回の指示は同時に実行しない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。</li> <li>誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。</li> <li>飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。</li> </ol>

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) 場周経路と概ね同じ高度を維持して地上目標を対象として行う各操作及び飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作あるいは型式固有の特性に応じた操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	四角飛行	<p>1. おおむね正方形又は長方形となる地上目標の四辺を、航跡が辺と平行かつ等間隔になるよう飛行させる。</p> <p>2. 風下に向かって科目を開始し、右又は左回りを一回行わせる。</p>	<p>1. 所定の経路を飛行できること。</p> <p>2. 操作は柔軟円滑で、飛行船の操縦と地上の航跡の両方に対して注意配分ができること。</p> <p>3. 飛行中の諸元は、高度±200フィート以内の変化であること。</p>
6-2	地点目標を中心とした旋回	<p>1. 地点目標を中心として、航跡が目標から等距離の正円となるよう旋回させる。</p> <p>2. 風下に向かって科目を開始するものとし、左又は右の720度旋回を行わせるものとする。</p>	<p>1. 所定の経路を飛行できること。</p> <p>2. 操作は柔軟円滑で、飛行船の操縦と地上の航跡の両方に対して注意配分ができること。</p> <p>3. 飛行中の諸元は、高度±200フィート以内の変化であること。</p>
6-3	実際に用お上ける限飛度行	実用上昇限度まで上昇させる。	<p>1. 実用上昇限度まで概ね上昇できること。</p> <p>2. 空気圧とヘリウムガス圧を調整できること。</p>

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
6-4	飛行エイロオプ	対地高度500フィート以上の高度でウェイオフさせる。	1. 機体が上昇するか降下するか判定できること。 2. 機体を安定させることができること。 3. 静浮力とトリムを適切に決定できること。
6-5	手動圧力調整	手動で空気圧力を操作させる。	1. 適切な空気圧力に手動で調整できること。 2. 飛行中の諸元は、高度±200フィート以内の変化であること。
6-6	型応式じ特定性操作	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた操作ができること。

7. 野外飛行			
(目的) 有視界飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
7-1	野外飛行計画	<p>1. 受験者が気象情報、航空情報を入手のうえ作成した、次の(1)から(3)の項目を含む事前に作成した野外飛行計画を試験官に提出させる。</p> <p>(1) 巡航速度で2時間以上の航程であること。</p> <p>(2) 航空図へ経路の記入及び方位・距離の測定並びに確認点の選定等が行われていること。</p> <p>(3) 針路、対地速度、予定飛行時間、必要燃料等の航法諸元が算出されていること。</p> <p>2. 受験者が作成した野外飛行計画について質問し答えさせる。</p>	<p>1. 野外飛行計画を作成できること。</p> <p>2. 気象情報、航空情報を把握できること。</p> <p>3. 航法諸元を算出できること。</p> <p>4. 飛行経路周辺の障害物、不時着場、制限空域等について配慮がなされていること。</p> <p>5. 質問事項に概ね答えられること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
7-2	野外飛行	<p>次により野外飛行を行わせる。</p> <p>1. 受験者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。</p> <p>2. 修正針路が確定し、着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。</p> <p>3. 少なくとも1回、無線施設の周波数に同調させ無線方位線を求める。</p> <p>(注1) 実際の飛行時間は2時間以上である必要はない。</p> <p>(注2) 3.においてG P Sを使用する場合は、現在地点から特定の地点への無線方位線を求める。</p>	<p>1. 地点標定を行い、予定経路の5海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。)</p> <p>2. 飛行中必要な情報を入手し、利用できること。</p> <p>3. 無線施設を利用できること。</p> <p>4. 気象の変化に対応できること。</p> <p>5. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±10分以内であること。</p> <p>6. 巡航中の諸元は、高度は±200フィート 針路は±20度以内の変化であること。</p>
7-3	代替空港等への飛行	<p>状況を設定し、代替空港等へ変針させる。</p> <p>(注1) 無線施設のみにより飛行させないこと。</p> <p>(注2) 代替空港等へ飛行するための針路及び予定到着時刻の算出が終了し、代替空港等へ確実に到着できると判断した段階で、この科目を終了してもよい。</p>	<p>1. 代替空港等を選定できること。</p> <p>2. 概略の針路と予定到着時刻を算出できること。</p>

8. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 航空機の通常操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	通常航行状況の及び管理	規定等に定められた通常時の操作及び飛行状況の管理を行わせる。	規定等に従った通常時の操作及び飛行状況の管理ができること。

9. 異常時及び緊急時の操作			
(目的) 緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	多発機の1発動機故障	1発動機を模擬不作動の状態にしたとき、所定の手順を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1発動機故障時的方式を理解していること。</li> <li>作動発動機の出力の調整がされること。</li> <li>安全に着陸できること。</li> </ol>
9-2	フリーバルーン	<ol style="list-style-type: none"> <li>全ての発動機が停止した場合を想定して、フリーバルーンの状態で所定の操作を行わせる。</li> <li>着陸場を選定させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>所定の手順ができること。</li> <li>機を失せず、機体を平衡にできること。</li> <li>適切な着陸が選定できること。</li> <li>ヘリウムガスとバラストの放出を最小限に抑えながら降下できること。</li> </ol>

番号	科目	実施要領	判定基準
9-3	諸系統又は装置の故障	<p>次の系統又は装置故障時の操作を少なくとも3系統行わせる。</p> <p>(1)空気系統 (2)操縦系統（自動操縦装置等含む。） (3)発動機 (4)電気系統 (5)燃料系統・滑油系統 (6)プロペラ系統 (7)降着装置関係 (8)ピトー・スタティック系統 (9)航法装置（飛行計器、気象レーダー含む。） (10)その他（火災、煙の制御を含む。）</p> <p>(注) 口述により行うことができる。</p>	<p>1. 緊急事態の内容を的確に判断できること。</p> <p>2. チェックリストの使用含む、所定の手順ができること。</p>

10. 航空交通管制機関等との連絡			
(目的) 航空交通管制機関等との連絡について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
10-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>ATC用語を理解し、使用できること。</li> <li>所定の方法により交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。</li> <li>管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで運航しないこと。</li> </ol>

11. 地上作業員との連携			
(目的) 飛行全般にわたり地上作業員との連携等について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
11-1	地上作業員との連携	所定の方法により、地上作業員と連携し必要な飛行作業を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>地上作業員と運航要領、手信号や合図の方法等の打ち合わせが適切にできること。</li> <li>地上作業員との連携等が適時緊密にできること。</li> </ol>

12. 総合能力			
(目的) 実地試験の全般にわたり規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して飛行を遂行できる自家用操縦士としての総合能力について判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
12-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、予期される危険を回避できること。
12-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に飛行できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
12-3	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

### III. 限定変更実地試験

#### III-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	(空白)		
1-2	航空機事項	<p>試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。</p> <p>1. 性能、諸元、運用限界等</p> <p>2. 諸系統及び諸装置</p> <p>次のの中から少なくとも3系統の質問をし、故障した場合の処置も含み答えさせる。</p> <p>(1) 空気系統</p> <p>(2) 操縦系統（自動操縦装置等含む。）</p> <p>(3) 発動機</p> <p>(4) 電気系統</p> <p>(5) 燃料系統・滑油系統</p> <p>(6) プロペラ系統</p> <p>(7) 降着装置関係</p> <p>(8) ピトー・スタティック系統</p> <p>(9) 航法装置（飛行計器、気象レーダー含む。）</p> <p>3. その他必要な事項</p>	質問事項に概ね答えられること。

### III-2. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証書 明類 書		
2-2	重量 ・ 重心 位置	<p>1. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 搭載する燃料及び滑油の品質について確認させ、質問に答えさせる。</p> <p>(注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。</p>	<p>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</p> <p>2. 使用できる燃料及び滑油並びに搭載している燃料及び滑油について確認できること。</p> <p>3. 質問事項に概ね答えられること。</p>
2-3	航気 空象 情情 報報		

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2 - 4	飛 行 前 点 檢	<p>1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。</p> <p>2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。</p>	<p>1. 飛行規程等に定められた点検がされること。</p> <p>2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。</p> <p>3. 質問事項に概ね答えられること。</p>

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目的) 空港等及び場周経路における運航について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. チェックリストの使用含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。</li> <li>2. 制限事項を守れること。</li> </ol>
3-2	地及び操作マストマオスト含オむン	グランドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全に操作できること。</li> <li>2. 発動機の使用法が適切であること。</li> <li>3. バラストを適切に調整できること。</li> </ol>
3-3	地ウ 上エ にイ おオ けフ る	地上においてウェイオフを行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機体を安定させることができること。</li> <li>2. バラスト調整が適切にできること。</li> <li>3. 静浮力とトリムを適切に決定できること。</li> </ol>

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3 - 4	場後 周方 飛乱 行氣 及流 びの 回 避	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。</li> <li>2. 飛行中の諸元は、高度は±200フィート以内の変化であること。 適切な速度が保持できること。</li> </ol>

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	無滑走離陸	所定の方式により滑走しないで離陸させる。 (船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。)	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 船体姿勢を制御できること。 4. 発動機の使用法が適切であること。
4-2	無滑走着陸	所定の方式により滑走しないで着陸させる。 (船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。)	1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向と高度の制御ができること。 4. 発動機の使用法が適切であること。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-3	滑走離陸	所定の方式により滑走して離陸させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バラスト調整が適切であること。</li> <li>2. 適切にトリムできること。</li> <li>3. 機首方向を著しく変化させないこと。</li> <li>4. 発動機の使用法が適切であること。</li> </ol>
4-4	滑走着陸	所定の方式により滑走して着陸させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バラスト調整が適切であること。</li> <li>2. 適切にトリムできること。</li> <li>3. 機首方向と高度の制御ができること。</li> <li>4. 着陸速度が適切であること。</li> <li>5. 発動機の使用法が適切であること。</li> </ol>
4-5	着陸復行	着陸進入中、着陸復行を行う必要がある状況設定を行い、着陸復行を行わせる。	機を失せず安全に復行操作ができること。

5. (空白)

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作あるいは型式固有の特性に応じた操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1		(空白)	
6-2		(空白)	
6-3	実用上昇限界まで上昇させる。 飛行中のオフ	実用上昇限界まで上昇させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>実用上昇限界まで概ね上昇できること。</li> <li>空気圧とヘリウムガス圧を調整できること。</li> </ol>
6-4	飛行中のオフ	対地高度500フィート以上の高度でウェイオフさせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>機体が上昇するか降下するか判定できること。</li> <li>機体を安定させることができること。</li> <li>静浮力とトリムを適切に決定できること。</li> </ol>
6-5	手動圧力調整	手動で空気圧力を操作させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>適切な空気圧力を手動で調整できること。</li> <li>飛行中の諸元は、高度±200フィート以内の変化であること。</li> </ol>
6-6	型式ごとに別途設定する。 操作に作	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた操作ができること。

7. (空白)

8. 飛行全般にわたる通常時の操作

(目的)

航空機の通常操作について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	通常 常行 操作状 況及 び管 理	規定等に定められた通常時の操作 及び飛行状況の管理を行わせる。	規定等に従った通常時の操作 及び飛行状況の管理ができる こと。

9. 異常時及び緊急時の操作			
(目的) 緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	多発機の1発動機故障	1発動機を模擬不作動の状態にしたとき、所定の手順を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1発動機故障時的方式を理解していること。</li> <li>作動発動機の出力の調整がされること。</li> <li>安全に着陸できること。</li> </ol>
9-2	フリーバルーン	<ol style="list-style-type: none"> <li>全ての発動機が停止した場合を想定して、フリーバルーンの状態で所定の操作を行わせる。</li> <li>着陸場を選定させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>所定の手順ができること。</li> <li>機を失せず、機体を平衡にできること。</li> <li>適切な着陸が選定できること。</li> <li>ヘリウムガスとバラストの放出を最小限に抑えながら降下できること。</li> </ol>

番号	科目	実施要領	判定基準
9-3	諸系統又は装置の故障	<p>次の系統又は装置故障時の操作を少なくとも3系統行わせる。</p> <p>(1)空気系統 (2)操縦系統（自動操縦装置等含む。） (3)発動機 (4)電気系統 (5)燃料系統・滑油系統 (6)プロペラ系統 (7)降着装置関係 (8)ピトー・スタティック系統 (9)航法装置（飛行計器、気象レーダー含む。） (10)その他（火災、煙の制御を含む。）</p> <p>(注) 口述により行うことができる。</p>	<p>1. 緊急事態の内容を的確に判断できること。</p> <p>2. チェックリストの使用含む、所定の手順ができること。</p>

10. 航空交通管制機関等との連絡			
(目的) 航空交通管制機関等との連絡について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
10-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>ATC用語を理解し、使用できること。</li> <li>所定の方法により交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。</li> <li>管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで運航しないこと。</li> </ol>

11. 地上作業員との連携			
(目的) 飛行全般にわたり地上作業員との連携等について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
11-1	地上作業員との連携	所定の方法により、地上作業員と連携し必要な飛行作業を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>地上作業員と運航要領、手信号や合図の方法等の打ち合わせが適切にできること。</li> <li>地上作業員との連携等が適時緊密にできること。</li> </ol>

12. 総合能力			
(目的) 実地試験の全般にわたり規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して飛行を遂行できる自家用操縦士としての総合能力について判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
12-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、予期される危険を回避できること。
12-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に飛行できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
12-3	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。





附 則（平成25年11月8日 国空航第558号）

（施行期日）

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2175号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

#### IV. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

### 実地試験成績報告書 (1人で操縦できる飛行船)

総合判定

① 受験者調書		
ふりがな 氏名		□昭和 □平成 生年月日 年 月 日
受験する資格 <input type="checkbox"/> 自家用操縦士 <input type="checkbox"/> 事業用操縦士		試験の種類 <input type="checkbox"/> 技能証明 <input type="checkbox"/> 限定変更 既得の技能証明・計器飛行証明の番号 No. _____ No. _____
試験に使用する航空機 等級 □陸上 <input type="checkbox"/> 単発機 □水上 <input type="checkbox"/> 多発機 型式 国籍・登録記号 操縦練習許可書番号 No. _____		
連絡先 (会社団体等)	電話番号	
学科試験合格	年 月 日 受験地	
② 教官の証明		
受験者は申請資格に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による必要な訓練及び所定の技能を有していることを証明します。		
教官の有する技能証明の資格と番号 _____ 操縦士 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____		
受験者は申請資格に係る飛行経歴及び所定の技能を有していることを証明します。		
教官の有する技能証明の資格と番号 _____ 操縦士 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____		
③ 試験の実施		
模擬飛行装置又は飛行訓練装置 期日 年 月 日 場所 試験官 特記事項		実機 期日 年 月 日 場所 試験官 特記事項

- 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
- 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。